海上保安庁新型インフルエンザ等対策の概要 [平成27年3月10日改定]

- 【基本方針】◎ 関係機関と連携した水際対策の実施などによる感染拡大抑止(国民健康被害の最小化)
 - ◎ 海上保安官への感染対策の徹底などによる海上保安業務の継続(国民生活等への影響の最小化)

<海上保安庁新型インフルエンザ等対策行動計画抜粋>

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
感染状況	・海外における鳥・人感染 (人から人への持続的な感染はなし)	海外における 人・人感染	国内で患者発生	国内で大流行 (パンデミック)	患者減少
対応体制	〇関係省庁対策会議(海上保安監) 〇国土交通省対策推進本部(長官)	○政府新型インフルエンザ等対策本部(総理・全閣僚)○国土交通省新型インフルエンザ等対策本部(大臣・長官・局長等)○本庁・管区新型インフルエンザ等対策本部(長官・管区本部長)			
水際対策等	○関係機関との連携強化 ○連携訓練等の実施	〇船舶等への新型インフルエンザ等に関する情報提供(航行警報・MICS等) 〇検疫集約港周辺海域及び停留措置船舶に対する警戒警備の実施 〇発生国からの密入国者に対する監視取締りの強化 〇在外邦人帰国のための航空機・巡視船の派遣 〇検疫所、都道府県等からの要請に基づく感染者等の搬送			
感染対策	○個人防護具・隔離搬送用資器材の整備 ○マスク・消毒剤等の備蓄 ○職員等への情報提供 ○訓練・研修の実施	○海難救助・立入検査・犯罪捜査時における感染対策の徹底○職員等への注意喚起及び指導○有症者(38度以上の発熱等)の出勤自粛○マスク・手洗い等の励行、不要不急の外出の自粛○不要不急の会議・行事等の自粛			
業務継続の ための措置	〇円滑な特定接種体制の整備 〇業務継続計画の策定・見直し	○特定接種の実施○暴露感染した海上保安官への抗インフルエンザ薬の予防投与○積極的疫学調査への協力○近隣部署相互間の連携強化○重点業務への要員集中○欠員部署への船艇・航空機の派遣			

※小康期においては、第2波に備え、これまでの各段階における対策の実施状況を評価し、本行動計画等を見直す等の措置を講じる。